

埼玉県アレルギー疾患医療提供体制について（案）

1 医療提供体制整備の方向性

平成29年7月28日付け厚生労働省健康局長通知「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」の趣旨を踏まえ、埼玉県アレルギー疾患医療拠点病院（以下、県拠点病院）（平成30年3月指定）と連携して対策に取り組む「埼玉県アレルギー疾患医療連携医療機関（以下、連携医療機関）」を各アレルギー疾患の領域ごとに選定し、県のアレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

2 埼玉県アレルギー疾患医療連携医療機関について

（1）連携医療機関の役割

県拠点病院や他の連携医療機関と連携・協力し、アレルギー疾患医療の水準を高めるための役割を担う。

＜県拠点病院の役割の具体的内容の例示＞

※「アレルギー疾患医療提供体制の在り方について」（平成29年7月 アレルギー疾患医療提供体制の在り方検討会）より

① 診療

診断が困難な症例や標準治療では病態が安定しない重症、難治性アレルギー疾患に対する診断、治療、管理

② 情報提供

患者や家族に対する講習会の実施や県と協力した地域住民に対する啓発活動の実施

③ 人材育成

アレルギー疾患医療に携わる医療従事者及び保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員に対する研修の実施

④ 研究

県におけるアレルギー疾患の実状を継続的に把握するための調査分析の実施と国の大規模な疫学調査や臨床研究等への協力

⑤ その他

県の各地域における学校や児童福祉施設等が保育所等が抱えるアレルギー疾患に関する諸問題に対し、市町村の教育委員会や関係部局に対し、医学的見地からの助言や支援を行う。

（2）連携医療機関の選定

県と県拠点病院が連携し、選定を行う。

（3）連携医療機関の種類について

下記の各診療に係る連携医療機関の選定を検討する。

ア 食物アレルギー（小児科系・内科系）

イ 気管支ぜん息（小児科・内科系）

ウ アトピー性皮膚炎・アレルギー性皮膚疾患（小児科、皮膚科系）

エ アレルギー性鼻炎・花粉症（耳鼻咽喉科系）

オ アレルギー性結膜疾患等（眼科系）

<埼玉県アレルギー疾患医療提供体制>

